

区役所からのお知らせ

北部・南部サービスセンターでは証明書発行業務を行っています

＜北部サービスセンター＞

住所 加美鞍作1-9-3

業務日時 月曜日～金曜日(12月29日～翌1月3日、祝日を除く) 9:30～16:15

＜南部サービスセンター＞

住所 コミュニティプラザ平野(区民センター 長吉出戸5-3-58) 2階

業務日時 月曜日～金曜日(12月29日～翌1月3日、祝日を除く) 9:30～16:15

問合せ 北部サービスセンター ☎6791-0446
南部サービスセンター ☎6709-1201

皆様のご意見をお聴かせください! 平野区地域福祉計画(第2期)(素案)に対するご意見

平野区における福祉活動の取組みが一層促進されるよう、平野区の実情をふまえ、「平野区地域福祉計画(第2期)(素案)」を策定しました。つきましては、区内在住・在勤の皆さまからご意見を募集いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

閲覧・応募期間 5月19日(金)まで

配布場所 素案は、区役所などで配布します。詳しくはお問い合わせいただくか、平野区のホームページをご覧ください

応募方法 ご来庁またはFax、Eメール ※Fax・Eメールの場合は、件名を「平野区地域福祉計画(第2期)(素案)に対するご意見」としてください。また電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご了承ください

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口 ☎4302-9857 FAX 4302-9943
✉:chi-kifukushi@city.osaka.lg.jp

1階窓口サービス課(住民情報)の窓口の変更について

5月1日から窓口番号と窓口の場所が変更になりますのでお知らせします。

- ⑫番窓口：お渡し口
- ⑬番窓口：証明書発行等受付窓口
- ⑭番窓口：マイナンバー窓口
- ⑮番窓口：届出受付窓口
- ⑯番窓口：就学・住居表示受付窓口

問合せ 窓口サービス課(住民登録)⑮番窓口 ☎4302-9963

『平成29年工業統計調査』を実施します

製造業を営む事業所を対象として、6月1日現在で「工業統計調査」を全国一斉に実施します。

5月初旬以降に、顔写真付きの調査員証を携行した統計調査員が訪問して、調査票を配布します。回答方法は、インターネットによるオンライン回答と、ご記入いただいた調査票を後日統計調査員にお渡しいただく方法があります。

なお、提出された調査票は厳重に管理され、統計作成の目的以外に使用することはありません。

問合せ 総務課⑤番窓口 ☎4302-9625

子育て情報

BCG予防接種

無 料 予約不要

日時 5月10日(水) 14:00～15:00(12:00より整理券配布)

場所 区役所 2階検診フロア

対象 12か月未満のお子様 ※標準的な接種期間は生後5～8か月です

持ち物 「母子健康手帳」と「予防接種手帳」
(BCGの質問票を記入してお越しく下さい)

問合せ 保健福祉課(地域保健)③番窓口 ☎4302-9882

「卓球教室」

無 料

日時 5月13日(土) 14:30～15:30

場所 平野区子ども・子育てプラザ 3階軽運動室 **対象** 小学生の方

問合せ 平野区子ども・子育てプラザ(瓜破3-3-64) ☎6707-0900

麻しん・風しん(MR)予防接種を受けましょう!

無 料

平成29年度の麻しん・風しん(MR)予防接種の対象者は下記のとおりです。

	対象年齢	接種期間
1期	生後12月から生後24月まで	2歳の誕生日前日までに1回接種
2期	小学校就学前の1年間 (平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれ。いわゆる幼稚園の年長児)	平成30年3月31日までに1回接種

事前に医療機関に予約をし、予診票(予防接種手帳)、母子健康手帳、健康保険証などをご持参ください。

※期間を過ぎると費用は自己負担となります。

問合せ 健康局 大阪市保健所感染症対策課 感染症グループ ☎6647-0656

防災・防犯情報

交通安全子ども自転車大会平野区大会参加者を募集します

無 料

自転車の交通安全のルールを学び、交通事故から身を守るための交通安全子ども自転車大会を開催いたします。参加者には、記念に「自転車安全運転免許証」を交付いたします。

日時 5月14日(日) 13:00～16:00 [受付]12:30～

場所 コミュニティプラザ平野(区民センター 長吉出戸5-3-58)

対象・定員 小学校4年生～6年生の方100名

締切日 5月10日(水) **申込み** 電話

問合せ 平野区子ども会育成連合協議会(担当:澤田) ☎090-3350-4300

巡回連絡にご協力ください

巡回連絡とは、地域警察官がご家庭や事業所等を訪問し、

- 犯罪や交通事故の発生状況などの地域安全情報を提供する
- 皆さんからご要望やご意見をうかがう

ことにより、安全で安心して暮らせる明るい街づくりを行うための活動です。

警察官が配布する「巡回連絡カード」のご記入にご協力ください。

巡回連絡カードは、

- ①盗難や交通事故等被害に遭ったとき
- ②お子さんが迷子になったとき
- ③火災や大規模地震が発生したとき

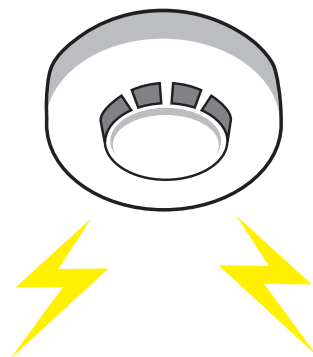
など、非常時にご家庭等への連絡を行うときに役立てています。

問合せ 平野警察署 ☎6794-1234

～住宅用火災警報器を設置していますか?～

消防法により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて約10年が経過します。平野区においては平成28年12月末時点において88.0%の住宅で設置されています。

一般的に火災による死者は、就寝時間帯に多く発生しています。火災が発生してしまうと数分のうちに天井まで達し、初期消火や避難することが困難となります。しかし、住宅用火災警報器を設置することで、火災が大きくなる前にアラーム等で知らせてくれるため、消火したり安全に避難することができます。すでに設置しておられる方も「電池切れ」等がないよう定期的に点検を行ってください。



住宅防火の7つのポイント

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために防炎品を設置する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる
- ⑤寝たばこは、絶対やめる
- ⑥ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ⑦ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

問合せ 平野消防署 ☎6790-0119